

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策と「ファミリー夢プラン」(素案)との対比表

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策(取組の方向)
<p><b>1 教育の支援</b></p> <p>(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開</p> <p><b>(学校教育による学力保障)</b>            家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。            その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。            また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。</p> <p><b>(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)</b>            児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。            また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。            さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。</p>	<p>第5節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成            2 「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成            (1)学力の定着・向上            ○基礎学力の定着に、引き続き、取り組みます。            ○放課後等に、学習習慣の定着を図るための安心安全な居場所づくりを推進します。            ○児童生徒に、知識・技能を活用し課題を解決する能力を育成するため、教科の学習や総合的な学習の時間において、能動的な学びの促進や課題発見・解決学習の充実を図ります。            ○学力と貧困問題に関する理解を深めるため、免許状更新講習などを活用した講習会等の開設を検討します。            ○家庭教育支援アドバイザーの力量の向上に努めるとともに、配置を推進し、保護者に対する家庭教育支援の充実を図ります。</p> <p>第2節 安心できる保育・子育ての促進            3 広島県らしい子育て環境の整備の促進            (2)子育て支援体制の充実            ○市町にスクールソーシャルワーカーを配置し、必要に応じて学校が活用する体制を作ることで、児童生徒の家庭状況等を踏まえた福祉部門等との連携強化を図ります。            ○家庭教育に関することを学べる参加・体験型の学習プログラム「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の充実を図ります。            ○子育て・家庭教育に関する講座等に参加しない・できない親など、全ての親に対し、親が集まる場所での様々な機会をとらえた啓発や幼稚園、保育所等と連携した啓発を行います。</p> <p>第5節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成            2 「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成            (1)学力の定着・向上            ○家庭教育支援アドバイザーの力量の向上に努めるとともに、配置を推進し、保護者に対する家庭教育支援の充実を図ります。</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p><b>（地域による学習支援）</b>  放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。  その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。  さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。</p> <p><b>（高等学校等における就学継続のための支援）</b>  高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。  また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。  高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。  さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。  高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。</p>	<p>第2節 安心できる保育・子育ての促進  3 広島県らしい子育て環境の整備の促進  （2）子育て支援体制の充実  ○放課後等の子供たちの居場所づくりや体験活動を強化します。また、大学生ボランティアチーム「ワクワクまなび隊」を派遣し、市町を支援します。</p> <p>第5節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成  2 「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成  （1）学力の定着・向上  ○放課後等に、学習習慣の定着を図るための安心安全な居場所づくりを推進します。</p> <p>第1節 結婚・妊娠・出産を切れ目なく支援  2 若者の経済的・社会的自立への支援  ○県立学校において、就職指導の手法の普及を図るとともに各校の進路指導の改善・充実を図ります。  ○若者の勤労観・職業観の形成のため、高等技術専門校等に入校した訓練生に対し、社会人としての心構えやマナーなど基礎的訓練の充実を図ります。  ○新規学卒者、未就職卒業者など、若者に対するきめ細かな就業支援をワンストップで提供します。また、若年無業者の職業的自立を支援します。  ○雇用におけるミスマッチ解消のため、県内中小企業の魅力を発信します。</p> <p>第2節 安心できる保育・子育ての促進  3 広島県らしい子育て環境の整備の促進  （2）子育て支援体制の充実  ○経済的理由により修学が困難と認められる高校生等に、奨学金の貸付を行います。  ○県立高等学校において、一定の基準に該当する場合、授業料・受講料の減額や免除を行います。  ○公立高等学校において、高等学校等就学支援金が認定された場合は、授業料・受講料の自己負担はありません。  ○授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して高校生等奨学給付金を支給します。</p> <p>第5節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成  3 非行防止と立直り支援  （1）落ち着いた学校環境の実現  ○学校の主体的な取組のために必要な人的支援や、「生徒指導」「学習指導」「学校経営」の3つの柱を中心として県教委指導主事による定期的な学校訪問指導</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p><b>(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上</b></p> <p>幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇 や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。</p> <p>子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。</p> <p>また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。</p> <p>さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。</p> <p><b>(3) 就学支援の充実</b></p> <p><b>(義務教育段階の就学支援の充実)</b></p> <p>義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。</p> <p>さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。</p> <p><b>(「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減)</b></p>	<p>を行います。</p> <p>第5節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成</p> <p>1 乳幼児期の教育の充実</p> <p>(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における子育ての支援の充実</p> <p>○幼稚園・保育所・認定こども園等が、保護者を対象とした子育て学習の充実、父親の保育参加・子育て相談の促進、未就園児の遊び場の提供、保護者の仲間づくり等、地域における乳幼児期の教育センターとしての役割を果たすよう、機能の充実を図ります。</p> <p>○家庭教育等に関する状況等についての調査・研究の結果を踏まえ、家庭教育の一層の充実に努めます。</p> <p>(2) 教育内容の充実</p> <p>○幼児の育ちの状況等についての調査・研究の結果を踏まえ、幼児教育の一層の充実に努めます。</p> <p>(5) 幼保小連携教育の推進</p> <p>○小学校への円滑な接続を図るため、接続期の教育課程を研究し、普及に努めます。</p> <p>第2節 安心できる保育・子育ての促進</p> <p>3 広島県らしい子育て環境の整備の促進</p> <p>(2) 子育て支援体制の充実</p> <p>○市町にスクールソーシャルワーカーを配置し、必要に応じて学校が活用する体制を作ることで、児童生徒の家庭状況等を踏まえた福祉部門等との連携強化を図ります。</p> <p>第2節 安心できる保育・子育ての促進</p> <p>3 広島県らしい子育て環境の整備の促進</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリープラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p>全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成26年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。</p> <p>また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。</p> <p>そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。</p> <p><b>（特別支援教育に関する支援の充実）</b></p> <p>特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。</p> <p><b>（４）大学等進学に対する教育機会の提供</b></p> <p><b>（高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実）</b></p> <p>高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。</p> <p>また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。</p>	<p>（２）子育て支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経済的理由により修学が困難と認められる高校生等に、奨学金の貸付を行います。</li> <li>○県立高等学校において、一定の基準に該当する場合、授業料・受講料の減額や免除を行います。</li> <li>○公立高等学校において、高等学校等就学支援金が認定された場合は、授業料・受講料の自己負担はありません。</li> <li>○授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して高校生等奨学給付金を支給します。</li> <li>○教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減を図るため、私立高等学校等に対する経常経費及び授業料等の軽減に要した経費への助成や高等学校等就学支援金の支給などを行います。</li> </ul> <p>第４節 配慮が必要な子供を支援</p> <p>５ 障害のある子供への支援</p> <p>（２）特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ジョブサポートティーチャーの配置を拡充する等、特別支援学校の就職指導体制及び労働局との連携を強化し就職先の開拓を図るとともに、技能検定と関連付けて作業学習等の授業改善を進めます。また、職業教育の充実を図るため、高等特別支援学校の設置を検討します。</li> <li>○在籍者数の推移、学校施設の状況等を踏まえ、特別支援学校の再編整備など、障害のある幼児児童生徒に適切な教育が行える教育環境の整備を図ります。</li> </ul> <p>※特別支援学校就学奨励費は「特別支援学校への就学奨励に関する法律」により定められおり、国の事業であるため策定しない。</p> <p>※国の取組であるため策定しない。</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p>(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)</p> <p>意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。</p> <p>また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。</p> <p>(5) 生活困窮世帯等への学習支援</p> <p>生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。</p> <p>また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行うつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。</p> <p>そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。</p> <p>また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。</p> <p>(6) その他の教育支援</p>	<p>※国の取組であるため策定しない。</p> <p>第2節 安心できる保育・子育ての促進</p> <p>3 広島県らしい子育て環境の整備の促進</p> <p>(2) 子育て支援体制の充実</p> <p>○放課後等の子供たちの居場所づくりや体験活動支援を強化します。</p> <p>また、大学生ボランティアチーム「ワクワクまなび隊」を派遣し、市町を支援します。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援</p> <p>4 ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>(3) 子育て、生活、その他の支援の充実</p> <p>○学生ボランティアを募集して、ひとり親家庭等の児童の学習指導や進路相談などの支援を行う、学習支援ボランティア事業を推進します。実施に当たっては、生活困窮者自立支援法に基づいて市町が実施する学習支援事業と連携を取りながら進めていきます。</p> <p>第5節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成</p> <p>2 「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成</p> <p>(1) 学力の定着・向上</p> <p>○放課後等に、学習習慣の定着を図るための安心安全な居場所づくりを推進します。</p> <p>3 非行防止と立直り支援</p> <p>(1) 落ち着いた学校環境の実現</p> <p>○学校の主体的な取組のために必要な人的支援や、「生徒指導」「学習指導」「学校経営」の3つの柱を中心として県教委指導主事による定期的な学校訪問指導を行います。</p> <p>※生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業は、市町の事業のため策定しない。</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p><b>(学生のネットワークの構築)</b>            悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。</p> <p><b>(夜間中学校の設置促進)</b>            義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。</p> <p><b>(子供の食事・栄養状態の確保)</b>            生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。            学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。</p> <p><b>(多様な体験活動の機会の提供)</b>            独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。            また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。</p> <p><b>2 生活の支援</b></p> <p><b>(1) 保護者の生活支援</b></p> <p><b>(保護者の自立支援)</b>            複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。            子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支</p>	<p>※国の取組であるため策定しない。</p> <p>※広島市が設置済みで、その他に特段の設置要望がないため策定しない。</p> <p>第5節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成            2 「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成            (3) 健やかな体の育成                ② 体の健康対策の推進            ○保育士、教員、栄養士等に対する食育に関する研修や、保健所が実施する給食施設指導等を通して、保育所、幼稚園等が、子育て家庭への食事相談や情報提供などの取組を行えるよう支援します。            ※生活保護制度等については、市町の事業のため策定しない。</p> <p>第2節 安心できる保育・子育ての促進            3 広島県らしい子育て環境の整備の促進            (3) 子供の応援団づくり            ○広島県こども夢基金の支援・賛同者の促進を強化します。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援            4 ひとり親家庭の自立支援の推進            (3) 子育て、生活、その他の支援の充実            ○保育所や放課後児童クラブへの優先入所、公営住宅への優先入居、母子家庭等就業自立支援センターの生活・子育て支援のための困りごと相談や、土日電話相談など、各関係機関による、ひとり親家庭の子育て・生活支援の取組を推進</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p>援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。</p> <p>また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。</p> <p><b>(保育等の確保)</b></p> <p>就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。</p> <p>また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。</p> <p>ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。</p> <p>また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。</p>	<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭の多様な支援ニーズに対応できるよう、母子・父子自立支援員等の支援者に対する研修内容を充実するとともに、各種相談窓口の連携による情報提供体制の強化などにより、相談機能の充実を図ります。</li> <li>○母子父子寡婦福祉団体、社会福祉協議会その他ボランティア団体等と連携し、行政施策の情報提供等を行うことで、地域におけるボランティア活動や、ひとり親家庭自らの地域活動への参加・交流を促進し、身近な地域での支援の取組を推進します。</li> </ul> <p>※生活困窮者自立支援法に基づく事業は、市町の事業のため策定しない。</p> <p><b>第2節 安心できる保育・子育ての促進</b></p> <p><b>1 安心して預けられる環境整備の促進</b></p> <p>(1) 多様な幼児教育・保育の受入枠の確保</p> <p><b>【教育・保育の量の見込みに基づく教育・保育提供体制の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町と連携し、乳幼児期の教育・保育の量の見込みを正確に把握します。</li> <li>○保育の量の見込みに応じ市町と連携して、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等により、教育・保育の受入枠を確保します。</li> <li>○病児病後児保育、特定保育、休日保育といった様々なサービスにより、多様化する保護者のニーズに対応していきます。</li> <li>○新制度に移行する私立幼稚園が円滑に移行できるよう適切に対応するとともに、新制度に移行しない私立幼稚園について、引き続き必要な支援を行います。</li> <li>○新制度における、認定こども園、幼稚園、保育所の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定され、特に低所得世帯の負担軽減が図られます。</li> <li>○市町と連携し、新制度について、ホームページ等を利用した周知を行います。</li> </ul> <p><b>【県区域の設定及び市町を超えた広域的な見地から行う調整】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県区域として、市町を単位とした23区域を設定し、区域ごとの教育・保育の量の見込みに応じた確保方策を実施します。</li> <li>○必要に応じて、市町を超えた教育・保育の需給調整を行います。</li> </ul> <p>(2) 保育士・保育教諭の量的確保と資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士等養成施設と連携し、保育士等を育成します。</li> <li>○広島県保育士人材バンクにより、保育士資格を持ちながら保育所等で就業していない保育士等の就職・復職を支援します。</li> <li>○保育士合同就職説明会等を開催し、保育士や保育士を目指す学生に保育所等の情報や保育所等とのマッチングの場を提供します。</li> <li>○新制度においては、私立保育所等の職員の処遇改善等が行われます。</li> <li>○新制度に移行しない私立幼稚園については、引き続き経常経費への助成を行い</li> </ul>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p><b>（保護者の健康確保）</b></p> <p>家庭での育児や家事，精神面・身体面の健康管理等，ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また，ひとり親家庭が定期的集い，情報交換を行うとともに，お互いに悩みを打ち明けたり，相談し支え合う場の提供を行う。</p> <p>また，福祉事務所においても，保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。</p> <p>全ての乳児のいる家庭を訪問することにより，子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか，養育についての相談，助言等を行う。また，乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や，出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し，その養育が適切に行われるよう，当該児童等の居宅において，養育に関する相談，指導，助言等を行う。</p>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園教諭の一種免許状の取得を促進します。</li> <li>2 待機児童解消の強化</li> <li>○保育の必要量を把握し，継続して必要な保育所整備等を行うことにより，保育受入枠を確保します。</li> <li>○保育コンシェルジュ等による多様な保育サービスの情報提供や保育が必要な乳幼児と保育所とのマッチングを進めます。</li> <li>3 広島県らしい子育て環境の整備の促進</li> <li>(2) 子育て支援体制の充実</li> <li>○放課後等の子供たちの居場所づくりや体験活動支援を強化します。また，大学生ボランティアチーム「ワクワクまなび隊」を派遣し，市町を支援します。</li> <li>※指定保育士養成施設に関する検討等は国が実施主体のため策定しない。</li> </ul> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援</p> <p>4 ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>(3) 子育て，生活，その他の支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭の多様な支援ニーズに対応できるよう，母子・父子自立支援員等の支援者に対する研修内容を充実するとともに，各種相談窓口の連携による情報提供体制の強化などにより，相談機能の充実を図ります。</li> <li>○母子家庭等就業自立支援センターの生活支援講習会等の取組に合わせて，ひとり親家庭が集い，相互に情報交換や悩みを相談し支え合える場の提供を行います。</li> </ul> <p>第1節 結婚・妊娠・出産を切れ目なく支援</p> <p>5 小児保健医療体制の充実</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健康診査の確実な実施を促すとともに，育児不安等に対する相談支援や疾病及び発達障害などの早期発見・早期支援に向けた乳幼児健康診査事業の一層の充実を図るよう市町を支援します。</li> <li>○子供の事故を防止するため，保護者や地域関係者への普及啓発に努めます。</li> <li>○保健所において，長期療養児やアレルギー児への相談体制の充実を図ります。</li> <li>○小児慢性特定疾患にかかる講演会の実施の助成及び広報を実施します。</li> <li>○広島県医師会や広島県国民健康保険団体連合会などの関係機関と連携し，広域化予防接種による利便性の向上など市町の予防接種事業を支援します。</li> <li>○先天性代謝異常等検査により，子供の障害の原因となる疾病を早期に発見し，適切な治療につなげることで障害の発生に努めるとともに，保護者の不安の軽減のための支援を行います。</li> <li>○未熟児や身体に障害のある子供に対して，市町が実施する未熟児養育医療や自</li> </ul>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p><b>（母子生活支援施設等の活用）</b>            専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。</p> <p><b>（２）子供の生活支援</b></p> <p><b>（児童養護施設等の退所児童等の支援）</b>            自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職，進学，アパート等を賃借することができるよう，身元保証人を確保するための事業を行うとともに，施設関係者へ周知し，その活用を図る。</p> <p><b>（食育の推進に関する支援）</b>            乳幼児期は，子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に，望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。            このため，「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ，乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し，地域における食育の推進を図る。            また，保育所を始めとした児童福祉施設において，ふさわしい食生活が展開され，適切な援助が行われるよう，各施設において，「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ，子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・</p>	<p>立支援医療（育成医療）の給付の支援を引き続き行います。            ○各市町が実施する乳幼児健康診査や育児教室などの情報を収集し情報提供を行うなど，市町が母子保健事業を効率的・効果的に実施できるよう支援を行います。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援            3 社会的養護体制の充実            ○母子生活支援施設に入所する母親の生活基盤を確保するための自立支援を推進します。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援            3 社会的養護体制の充実            ○子供のプライバシーに配慮した生活環境等の整備を推進し，広島県家庭的養護推進計画に基づき，児童養護施設及び乳児院の小規模化を推進します。            ○子供の支援を行う施設職員の体制の充実を図るとともに，職員の育成及び資質の向上を図るため，こども家庭センター（児童相談所）における施設職員に対する研修機能の充実に努めます。            ○こども家庭センター（児童相談所）や，児童養護施設等において，生活指導，心理療法及び感覚統合訓練等を行い，心のケアや問題行動の改善を図ります。            ○施設を退所した児童が安心して地域で生活ができるよう，施設が培ってきたノウハウを生かした退所後の支援の取組を推進します。            ○義務教育を修了して就労した子供などの自立を支援するため，自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の設置を促進し，また，児童養護施設等を退所した者等が地域で自立した生活を送るために必要な相談支援体制の確保・整備を推進します。</p> <p>第1節 結婚・妊娠・出産を切れ目なく支援            5 小児保健医療体制の充実            （２）母子保健等の推進            ○医療・保健機関における各種健康診査等の機会を通じて，乳幼児の発達段階に応じた栄養指導の充実に向けた取組を促進します。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援            3 社会的養護体制の充実            ○子供のプライバシーに配慮した生活環境等の整備を推進し，広島県家庭的養護推進計画に基づき，児童養護施設及び乳児院の小規模化を推進します。</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p>生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。</p> <p>なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。</p> <p>また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。</p> <p><b>（ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援）</b></p> <p>生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。</p> <p>就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。</p> <p>また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する（再掲）。</p> <p>ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する（再掲）。</p>	<p>第5節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成</p> <p>2 「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成</p> <p>（3）健やかな体の育成</p> <p>② 体の健康対策の推進</p> <p>○家族と一緒に食事をする「共食」は、よくかんで食べる、食事前後の挨拶をするなど、食習慣を楽しみながら習得することができる機会であることから、回数増加を目指します。</p> <p>○保育士、教員、栄養士等に対する食育に関する研修や、保健所が実施する給食施設指導等を通して、保育所、幼稚園等が、子育て家庭への食事相談や情報提供などの取組を行えるよう支援します。</p> <p>第2節 安心できる保育・子育ての促進</p> <p>1 安心して預けられる環境整備の促進</p> <p>（1）多様な幼児教育・保育の受入枠の確保</p> <p><b>【教育・保育の量の見込みに基づく教育・保育提供体制の確保】</b></p> <p>○市町と連携し、乳幼児期の教育・保育の量の見込みを正確に把握します。</p> <p>○保育の量の見込みに応じ市町と連携して、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等により、教育・保育の受入枠を確保します。</p> <p>○病児病後児保育、特定保育、休日保育といった様々なサービスにより、多様化する保護者のニーズに対応していきます。</p> <p>○新制度に移行する私立幼稚園が円滑に移行できるよう適切に対応するとともに、新制度に移行しない私立幼稚園について、引き続き必要な支援を行います。</p> <p>○新制度における、認定こども園、幼稚園、保育所の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定され、特に低所得世帯の負担軽減が図られます。</p> <p>○市町と連携し、新制度について、ホームページ等を利用した周知を行います。</p> <p><b>【県区域の設定及び市町を超えた広域的な見地から行う調整】</b></p> <p>○県区域として、市町を単位とした23区域を設定し、区域ごとの教育・保育の量の見込みに応じた確保方策を実施します。</p> <p>○必要に応じて、市町を超えた教育・保育の需給調整を行います。</p> <p>（2）保育士・保育教諭の量的確保と資質の向上</p> <p>○保育士等養成施設と連携し、保育士等を育成します。</p> <p>○広島県保育士人材バンクにより、保育士資格を持ちながら保育所等で就業していない保育士等の就職・復職を支援します。</p> <p>○保育士合同就職説明会等を開催し、保育士や保育士を目指す学生に保育所等の情報や保育所等とのマッチングの場を提供します。</p> <p>○新制度においては、私立保育所等の職員の処遇改善等が行われます。</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p>(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備</p> <p>(関係機関の連携)            困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。</p> <p>(4) 子供の就労支援</p> <p>(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)            母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。            また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する（再掲）。</p> <p>(親の支援のない子供等への就労支援)            新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。</p>	<p>○新制度に移行しない私立幼稚園については、引き続き経常経費への助成を行います。</p> <p>○幼稚園教諭の一種免許状の取得を促進します。</p> <p>2 待機児童解消の強化</p> <p>○保育の必要量を把握し、継続して必要な保育所整備等を行うことにより、保育受入枠を確保します。</p> <p>○保育コンシェルジュ等による多様な保育サービスの情報提供や保育が必要な乳幼児と保育所とのマッチングを進めます。</p> <p>※生活困窮者自立支援法に基づく事業は、市町の事業のため策定しない。</p> <p>※生活困窮者自立支援法に基づく事業は、市町の事業のため策定しない。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援</p> <p>3 社会的養護体制の充実</p> <p>○義務教育を修了して就労した子供などの自立を支援するため、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の設置を促進し、また、児童養護施設等を退所した者等が地域で自立した生活を送るために必要な相談支援体制の確保・整備を推進します。</p> <p>4 ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>(2) 就業支援体制の充実</p> <p>○ひとり親やひとり親家庭の子どもに対して、母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員等によるハローワーク等の関係機関と連携した就業情報提供や相談支援、就業支援講習会の開催などの取組を実施します。</p> <p>※国の取組であるため策定しない。</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p><b>（定時制高校に通学する子供の就労支援）</b>            ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。</p> <p><b>（高校中退者等への就労支援）</b>            ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。</p> <p><b>（５）支援する人員の確保等</b></p> <p><b>（社会的養護施設の体制整備，児童相談所の相談機能強化）</b>            社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。            併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。            また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。</p>	<p>※国の取組であるため策定しない。</p> <p>第1節 結婚・妊娠・出産を切れ目なく支援            2 若者の経済的・社会的自立への支援            ○県立学校において、就職指導の手法の普及を図るとともに各校の進路指導の改善・充実を図ります。            ○若者の勤労観・職業観の形成のため、高等技術専門校等に入校した訓練生に対し、社会人としての心構えやマナーなど基礎的訓練の充実を図ります。            ○新規学卒者、未就職卒業者など、若者に対するきめ細かな就業支援をワンストップで提供します。また、若年無業者の職業的自立を支援します。            ○雇用におけるミスマッチ解消のため、県内中小企業の魅力を発信します。</p> <p>※国の取組であるため策定しない。            参考</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援            3 社会的養護体制の充実            ○子供のプライバシーに配慮した生活環境等の整備を推進し、広島県家庭的養護推進計画に基づき、児童養護施設及び乳児院の小規模化を推進します。            ○子供の支援を行う施設職員の体制の充実を図るとともに、職員の育成及び資質の向上を図るため、こども家庭センター（児童相談所）における施設職員に対する研修機能の充実に努めます。            ○里親委託を推進するため、里親委託推進キャンペーンの展開及び児童養護施設などに入所している子供を夏休みや年末年始などの短期間、自らの家庭で養育するなどの里親体験や交流を通じて、県民へ制度の周知と普及啓発を行い、里親への理解と里親希望者の増加を図ります。            ○社会的養護の必要な子供を家庭的環境の中で養育するため、里親制度の普及やファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の導入を進めます。また、虐待を受けて心的外傷のある子供に適切に対応できる高度な技能を持った専門里親の養成に努めます。            ○こども家庭センター（児童相談所）に里親委託の推進に関する組織を設けて、課題や必要な支援などについて協議し、必要な助言や指導を行うとともに、里親委託等に関する目標を設定し、里親委託の推進を図ります。            ○里親に対する研修を実施し、養育技術の向上を図るとともに、里親家庭を訪問</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p><b>（相談職員の資質向上）</b> ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。</p> <p>また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。</p> <p>さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。</p> <p><b>（6）その他の生活支援</b></p> <p><b>（妊娠期からの切れ目ない支援等）</b> 家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。</p> <p>また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う（再掲）。</p> <p><b>（住宅支援）</b> 母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。</p>	<p>して支援するなど、里親の資質向上と負担の軽減のための支援の充実を図ります。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援 4 ひとり親家庭の自立支援の推進 （3）子育て、生活、その他の支援の充実 ○ひとり親家庭の多様な支援ニーズに対応できるよう、母子・父子自立支援員等の支援者に対する研修内容を充実するとともに、各種相談窓口の連携による情報提供体制の強化などにより、相談機能の充実を図ります。</p> <p>第5節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成 2 「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成 （2）豊かな心の育成 ○関係者に対して年間2回実施する連絡協議会等で、実践発表や情報交換を行い、スクールカウンセラーを講師とした校内研修を実施することを求めるなど、教員のカウンセリング能力等の向上に努めます。 ○心の健康対策の充実として、研修会や事例検討会等を実施し、関係機関の連携による相談しやすい体制を充実させるとともに、職員の資質の向上に努めます。 ※生活困窮者自立支援法に基づく事業は、市町の事業のため策定しない。</p> <p>第1節 結婚・妊娠・出産を切れ目なく支援 4 安心して妊娠・出産できる体制の充実 （2）妊産婦への支援体制の充実 ○妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目ない支援が受けられるよう産科医療機関や市町等の関係機関が連携した支援体制の整備を支援します。 ○母性健康管理指導事項連絡カードの普及啓発等、女性が働きながら安全で安心な妊娠生活を送り出産に至るための環境づくりを支援します。 ○「妊娠110番」を設置し、妊娠に関する様々な悩みについて相談支援を行います。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援 4 ひとり親家庭の自立支援の推進 （3）子育て、生活、その他の支援の充実 ○保育所や放課後児童クラブへの優先入所、公営住宅への優先入居、母子家庭等就業自立支援センターの生活・子育て支援のための困りごと相談や、土日電話相談など、各関係機関による、ひとり親家庭の子育て・生活支援の取組を推進</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p>母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。</p> <p>また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。</p> <p><b>3 保護者に対する就労の支援</b></p> <p><b>(親の就労支援)</b></p> <p>子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う（再掲）。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。</p> <p>また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。</p> <p>高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。</p> <p>また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。</p> <p>生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。</p> <p><b>(親の学び直しの支援)</b></p> <p>自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。</p> <p>また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。</p> <p><b>(就労機会の確保)</b></p> <p>ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行</p>	<p>します。</p> <p>※生活困窮者自立支援法に基づく事業は、市町の事業のため策定しない。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援</p> <p>4 ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>(2) 就業支援体制の充実</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金貸付などにより、ひとり親の就業に向けた能力開発の取組を支援します。</p> <p>○各市町による自立支援プログラム策定などの取組に対して、助言などの支援を行います。</p> <p>○ひとり親やひとり親家庭の子どもに対して、母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員等によるハローワーク等の関係機関と連携した就業情報提供や相談支援、就業支援講習会の開催などの取組を実施します。</p> <p>○各市町における保育所や認定こども園などの整備を推進します。</p> <p>○母子家庭の母等就業支援法に基づく、ひとり親家庭に対する優先的雇用や、母子父子福祉団体への業務発注が促進されるよう、県の率先した取組や、関係機関・企業への啓発を推進します。</p> <p>※生活困窮者等に対する事業は、市町の事業のため策定しない。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援</p> <p>4 ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>(2) 就業支援体制の充実</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金貸付などにより、ひとり親の就業に向けた能力開発の取組を支援します。</p> <p>○各市町による自立支援プログラム策定などの取組に対して、助言などの支援を行います。</p> <p>※生活保護受給者に対する事業は、市町の事業のため策定しない。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援</p> <p>4 ひとり親家庭の自立支援の推進</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p>するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。</p> <p>また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。</p> <p><b>4 経済的支援</b></p> <p><b>(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)</b>  児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。</p> <p><b>(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)</b>  ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。</p> <p><b>(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)</b>  母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。</p> <p><b>(教育扶助の支給方法)</b>  生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。</p> <p><b>(生活保護世帯の子供の進学時の支援)</b>  生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。</p>	<p>(2) 就業支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○テレワークの普及啓発や母子父子福祉団体「一般社団法人広島テレワーク協会」の受注機会の確保などを通じた、在宅就業の支援を行います。</li> <li>○母子家庭の母等就業支援法に基づく、ひとり親家庭に対する優先的雇用や、母子父子福祉団体への業務発注が促進されるよう、県の率先した取組や、関係機関・企業への啓発を推進します。</li> </ul> <p>※児童扶養手当は、市町の事業のため策定しない。</p> <p>※国の取組であるため策定しない。</p> <p>第4節 配慮が必要な子供を支援  4 ひとり親家庭の自立支援の推進  (1) 経済的支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大されたところであり、これらの支援事業を適切に運営するとともに、市町等の実施事業を含めた各種制度の広報や相談・支援時の情報提供などによって利用の促進を図ります。</li> </ul> <p>※生活保護受給者に対する事業は、市町の事業のため策定しない。</p> <p>※生活保護受給者に対する事業は、市町の事業のため策定しない。</p>

「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策	「ファミリー夢プラン」の子供の貧困対策（取組の方向）
<p><b>(養育費の確保に関する支援)</b>          両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。</p> <p><b>5 その他</b></p> <p><b>(国際化社会への対応)</b>          国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。</p>	<p>第4節 配慮が必要な子供を支援</p> <p>4 ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>(1) 経済的支援の充実</p> <p>○養育費支払いや面会交流に関して、啓発のための広報・情報提供、母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置しての相談対応や、国の養育費相談支援センターと連携した、相談能力の向上などの取組を推進します。</p> <p>※国の取組であるため策定しない。</p>